



大蔵省印刷局発行

省 令

○農林水産省令第三十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成九年四月二十四日

農林水産大臣 藤本 孝雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の十二の項植物欄中「第二十七」の下に「及び第三十」を加え、付表に次のように加える。

三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるアール二四八種、アール二八四種、アール四一八種、アグリセツト七六一種、オリンビツク種、コビア種、コロニアル種、サニール種、サンビウム種、シャイレデイト種、ソララセツト種、デバインレイブエフ五〇五種、ビーエヌエックス一九三九二種、ビーエツチエヌ二種、ビーエツチエヌ二二種、ビーエツチエヌ九五種、ビーエツチエヌ一五三三種、ビーエツチエヌ二七〇種、ビージェイエツクス六〇一五種、ポニータ種、メースド種、六八種、七七種、八八種及び二四六種のトマトの生果実

附 則

この省令は、公布の日から施行する。